

修正条文案（自治基本条例 たたき台案）

第18回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議資料

自治基本条例たたき台案 修正条文案

「住民投票」、「政策法務」、「組織及び人事政策」

（住民投票）

【条文案（例）】

- ①市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
- ②市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べなければならない。
- ③住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。

【条文案への意見等】

- ・三者の視点（住民、市議会、市長）で住民投票が発議できるということを書いた方が、バランスが取れると思う。
- ・現行案は個別型住民投票条例を想定していると思うが、そうであれば自治基本条例に規定する意味がどれほどあるのか疑問。
- ・常設型住民投票条例を念頭に置きながら、奥州市条例を参考とする。
- ・投票結果の尊重義務、投票結果の取り扱いをどうするかを表明する旨の内容を入れる。

【修正条文案】

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければならない。

- (1) 住民が、市政に係る特に重要な事項について、必要な手続きを経て住民投票の請求をしたとき。
 - (2) 市議会議員が、市政に係る特に重要な事項について、市議会での必要な賛成を経て住民投票の実施を議決したとき。
 - (3) 市長が、市政に係る特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。
- 2 市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるとともに、その結果を尊重するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

・住民投票は間接民主主義を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度といわれています。条例制定済の他自治体の多くにおいても、住民投票に関する規定が盛り込まれていますが、内容には差があります。住民投票制度は、経費的にも多くの負担となることなどから、頻繁に実施するものではありません。しかしながら、市政にかかる特に重要な事項については、住民、市議会、市長が住民投票を発議できるということを規定するものです。

・住民投票についての考え方は、事案ごとに議会の議決に基づいて条例を制定し実施する「個別型」と、対象事案や投票資格者など投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設け、それに基づき実施する「常設型」があります。個別型の住民投票条例では、実施に至るまでに時間がかかり、場合によっては条例が制定されず住民投票に至らないことも考えられます。このことから、日田市においては、常設型の住民投票条例の制定を視野に入れ、そのなかで住民投票の請求に必要な署名数や年齢等の投票資格などを定めていくことにしていきます。

・住民投票に関することとして、地方自治法にも、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、市民が直接請求によって、住民投票に関する条例の提案をすることができます。

（直接請求権）

また、議会にも、地方自治法（第112条）の規定に従い、住民投票に関する条例を提案する方法があります。

（政策法務・創意工夫に基づく市政運営）

【条文案（例）】

市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。

【条文案への意見等】

- ・項目名を「政策法務」から「政策法務・創意工夫に基づく行政運営」のように変える。
- ・「行政課題に対応した」という表現ではなく、「地域の実情に合った」のように変えないと、何を指すのかわからない。
- ・現行案から修正し、3項での構成へ。第1項では、政策法務について。まずは法令等の自主解釈をして対応する。それでも対応できなければ条例を制定し、ルールを作るという流れ。第2項では、形式的な建前論、非難回避的な行動ではなく実質的な正義を求めるような柔軟な行動をしなければならないという趣旨。第3項では、1項2項で定められた内容について、市民がチェックし、必要な意見を述べることができるというような趣旨を。

【修正条文案】

- ①市は、市民等のニーズや地域課題に対応するため、地方自治の本旨に基づき、地域の実情に合った法令解釈及び運用を行うとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。
- ②市は、政策等を実行するにあたっては、形式的な対応とならないよう、より実質的で柔軟な行動に努めなければならない。
- ③市民は、前2項に関する取組内容について、必要な意見を述べることができる。

【説明】

- ・地方分権時代により、地方自治体の役割が重要性を増す中では、従来の前例踏襲型の発想の仕方を転換し、市民の視点に立ち、課題解決をしていくことが求められています。そのためには、法令等を地域の実情に合うよう自主解釈して対応し、それでも対応できない場合には、地域の実情に合った市独自の条例を制定し課題解決していくことが大切です。
- ・行政は公平性を求められるため、捉え方によっては、形式的な建前論や非難を回避するような行動を取っているとと言われることがあります。しかしながら、状況によっては公平性の追求を最優先にするよりも、柔軟に対応した方が市民の利益につながることもあるので、その旨を規定するものです。
- ・平成12年の地方分権一括法施行後、市は国や県と対等の立場となりました。したがって、課題への対応の際には、本来「国の通達は効力を持たないので、自主的に解釈」しなければなりません。これは、市民に対して「国、県が言っているからできない」という言い訳はできないということを表しています。
- ・地方自治の本旨とは、地方における政治と行政を、国から独立した地方公共団体に委ね（団体自治）、かつ、その地域の住民意思に基づいて処理させる（住民自治）という地方自治の原則をいいます。

（組織及び人事政策）

議論中

【条文案（例）】

- ①市は、社会情勢や政策課題等の変化に応じ、機動的に組織を編成しなければならない。
- ②市は、職員の政策形成能力を向上させるため、職員研修制度の充実に努めなければならない。
- ③市は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。

【条文案への意見等】

- ・①の「機動的」に組織を編成するというのは、一時的なプロジェクトチームの設置の意味合いがある。機動的に機構改革という意味合いで使うべきでない。
- ・職員研修の目的が政策形成能力向上だけでよいのか。
- ・現行案では、3項から成っているが、4項にした方がよい。第1項は、常に組織を見直し、プロジェクトチームなどの柔軟な組織の活用と、組織編制を分けて規定する。第2項は、政策形成能力向上だけではない、職員研修について。第3項は、職員の人事政策について。第4項は、人事異動について市民サービスに支障がでないような配慮という視点。

【修正条文案】

- ①市は、社会情勢等の変化に対応できるよう、常に組織の見直しを行うとともに、組織横断的かつ重要な政策課題については、柔軟な組織形態の活用を図るよう努めなければならない。
- ②市は、市民サービス及び職員の政策形成能力を向上させるため、職員研修制度の充実に努めなければならない。
- ③市は、市民との信頼関係の維持向上を図るため、職員の業務内容を考慮した人事政策に努めなければならない。
- ④市は、人事異動に際して市民サービスに支障が生じないように、配慮しなければならない。

【説明】

- ・社会情勢等の変化に行政として対応していくため、組織の見直しを常に行います。また、課題が組織横断的なもの場合には、各部署の職員から構成されるプロジェクトチームなどを立ち上げ、柔軟に取り組んでいくことで、効果的な対応ができることから規定するものです。
- ・市民に直接影響する窓口サービスなどの行政運営能力向上や市民サービス向上につながる政策を形成していく能力など、職員の意欲・能力を最大限に発揮させるために、職員研修制度の充実に努めていくことを規定するものです。
- ・市民ワーキンググループでの議論で、「まちづくり分野を始めとして、市職員との業務でのやり取りにおいて、せっかく時間をかけて構築してきた信頼関係が短期間での人事異動によって、振り出しに戻り無くなってしまう。市全体の人事ローテーションを変えることはできないだろうが、信頼関係を地道に築いていくような分野については考慮する必要があるのではないか。」ということがありました。組織である以上、人事異動は避けられませんが、業務内容について一定の配慮を行いながら、昇進昇格などを含めた人事政策を行うことを規定するものです。
- ・通常、人事異動については一定期間ごとに行われますが、怪我や病気等のやむを得ない事情で異動することもあります。市民ワーキンググループでの議論の中で、「例えば、メンタル問題からの職場復帰などもフォローが必要なのではないか」という話がありました。そのようなことも含めて、人事異動の際には、申し送りを十分に行い、業務が後戻りして市民サービスに支障が生じないような配慮をすることを表すものです。